

グループホーム西伊興 運営規定

指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）

第1条（事業の目的）

医療法人あすは会が開設するグループホーム西伊興（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め認知症対応型共同生活介護従事者が、要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあたっては要支援状態）であつて認知症の状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する事を目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、要介護者であつて認知症の状態にあるものについて共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、要支援者であつて認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持及び向上に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 4 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム西伊興
- 2 所在地 東京都足立区西伊興4-1-1

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

指定認知症対応型生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 1名以上
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
- 3 介護従事者 12名（常勤 1名 非常勤 11名）
従事者は介護計画に基づき、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。

第5条（利用定員）

事業所の利用定員は、18名とする。（1ユニット9名・2ユニット9名）/共同生活住居

第6条（指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供方法）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、自身を回復するよう配慮する。

- 2 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。
- 3 当該事業所における年間事業計画及び日課については、別紙のとおり。
- 4 サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。

第8条 (介護計画の作成)

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を利用者に交付するものとする。
- 4 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

第9条 (利用料その他の費用の額)

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の額は厚生労働大臣が定める額とし、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割とする。

※生活保護受給者及び中国残留邦人等支援法支援給付受給者については、別途経費を定める。

1 日につき		法令に準ずる
要支援 2		
要介護 1		
要介護 2		
要介護 3		
要介護 4		
要介護 5		
○初期加算		
○医療連携体制加算		
○看取り介護加算		
○処遇改善加算		

2 家賃 1ヶ月 66,000円

- ①原価売却費を含みます。
- ②途中入退居の日割り分は、日額 2,200円です。
- ③在籍中の外泊や入院等による不在の場合も、減額はしません。

3 食事の提供に係わる費用 1日 1,200円 (実費按分)

4 共益費 1ヶ月 5, 000円

① 共益費に含まれるものは、概ね次の通りです。

○日常生活用品（日常生活用品に必要なもので、共同の益に供するもののすべて）

　　＜例＞食器、電球、トイレットペーパー、洗剤類、歯磨き粉、タオルなど

○新聞、雑誌購読料（ホームで購読する新聞代等）

○教養娯楽費（全体で取り組む『行事』や『教室』などにかかる経費）

○医薬品等・常備薬・町会費・NHK受信料・写真代・園芸用品代

その他、上記に含まれない共同の益に供するすべての物品

② 途中入退所の場合も全額徴収します。

5 水道光熱費 1ヶ月 15, 000円（実費按分）

6 上記に係わる費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者またはその家族の同意を得る。

7 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし同意を得たものに限り徴収する。

第8条（衛生管理等）

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第9条（緊急時における対応方法）

介護スタッフ等は、介護計画（介護予防計画）実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が取れない場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 介護計画（介護予防）の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市区町村、利用者の家族に連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する介護計画（介護予防計画）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第10条（非常災害対策）

当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第11条（協力医療機関等）

事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

第12条（苦情処理）

事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に
関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め
又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町
村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に
係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険
団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものと
する。

第13条（個人情報の保護）

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医
療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取
り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的
に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を
得るものとする。

第14条（ハラスメント防止のための措置に関する事項）

事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供
を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつ
て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するた
めの方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第15条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの
とする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第16条（身体的拘束等）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第17条（地域との連携等）

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第18条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第19条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するよう努めるものとする。

第20条（施設利用にあたっての留意事項）

事業者は、共同生活住居を利用するにあたり、日常生活上のルールを守り生活するよう、利用者及び家族に対し説明を行う。

第21条（その他運営に関する留意事項）

従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を設備する。

- (1) 採用時研修 採用後/3ヶ月以内
- (2) 繼続研修 1年/1回以上

1 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人あすは会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする

附 則

この規程は、令和6年4月1日から実施する。

2、本規定の施行により、以前の規定は廃止します。